

東京都青少年の健全な育成に関する条例改正案のポイント

～「青少年に対する強姦等を描く悪質な漫画等」の青少年への販売規制について～

青少年健全育成条例では、現在、青少年の性的感情を刺激する図書類等を「青少年に見せない・売らない」制度(いわゆる「成人コーナー」に区分陳列すること)を設けています。

現在の条例

性的感情を刺激する図書類等を「18禁図書⁽¹⁾」として「成人コーナー」に陳列し、青少年に販売しないよう、出版社・販売者の自主的な取組(自主規制)を求めていきます。

それにもかかわらず、一般の書棚で、「著しく」性的感情を刺激するものが販売されている時は、東京都が不健全図書として指定し、「成人コーナー」への移動を販売者に義務付けています。

今回の条例改正

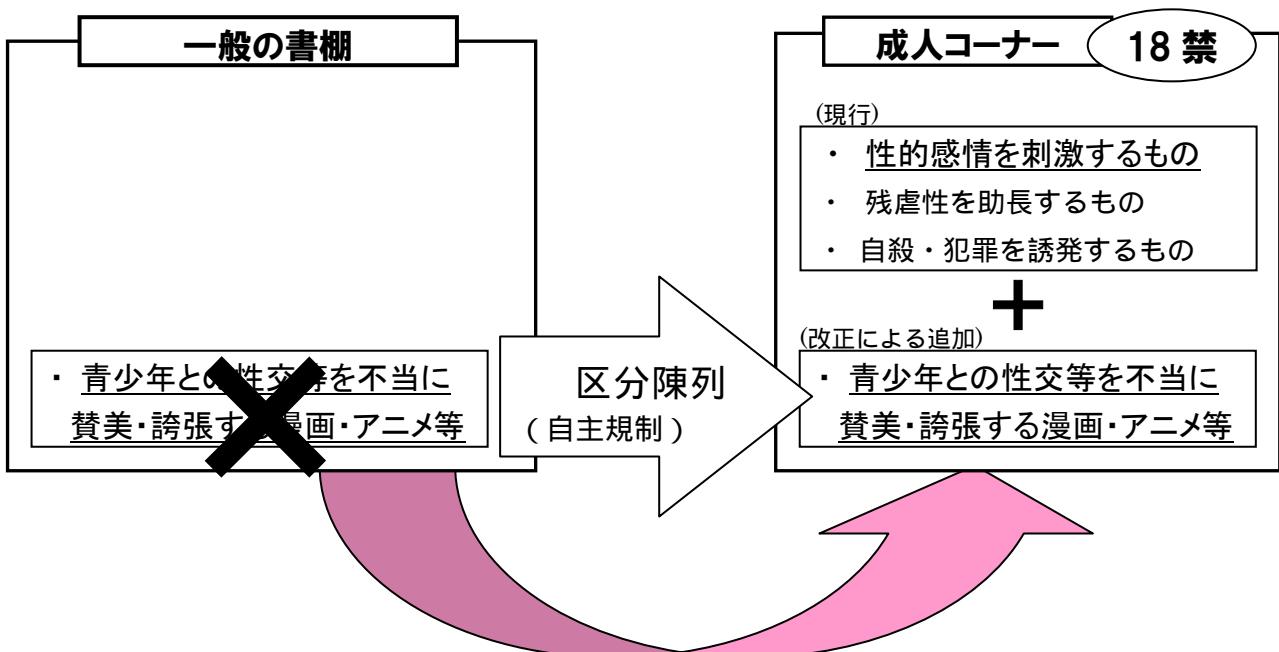
青少年との「性交(セックス)又は性交類似行為(フェラチオ・アナルセックスなど)」を不当に贅美・誇張して描いた悪質な漫画等⁽²⁾についても、「18禁図書⁽¹⁾」として「成人コーナー」に区分陳列し、青少年に販売しないよう、出版社・販売者の自主的な取組(自主規制)を求めます。

それにもかかわらず、一般の書棚で、青少年に対する強姦等を贅美・誇張している「著しく」悪質な漫画等⁽²⁾が販売されている時は、東京都が不健全図書として指定⁽³⁾し、「成人コーナー」への移動を販売者に義務付けます。

(※1) 「18禁図書」：18歳未満である青少年に対し、閲覧・販売が適当でない旨の表示(「成年コミック」など)を行っている図書類。

(※2) 改正条文の意味をわかりやすく解説するところなります。

(※3) 条例と規則で対象を限定し、かつ、第三者により構成する審議会で個別に指定の是非を審議します。



出版社・販売者の自主規制から漏れ、程度の「著しい」ものが、一般の書棚で販売されている時は、東京都が不健全図書として指定し、「成人コーナー」への移動を義務付ける。

<よくある質問>

Q. 1 漫画やアニメ等の創作物については、今回の改正で初めて青少年への販売制限の対象とするのですか？

A. • 条例制定当時(昭和39年)から約50年にわたり、青少年の性的感情を刺激する(卑猥いな)図書類については、漫画・アニメ等の創作物を含めて「成人コーナー」に区分陳列し、青少年に販売しないようにしています。したがって、今回の改正で初めて漫画等を対象にするというものではありません。

Q. 2 漫画家など、創作者の表現の自由の侵害に当たりませんか？

A. • 「成人コーナー」に区分陳列し、青少年に売らないだけで、漫画等を作ること、出版すること、大人(18歳以上)が読むことは一切規制しないため、表現の自由の侵害には当たりません。
• そもそも、創作物であれば、どのような内容であっても、青少年に販売する自由があるといえません。

Q. 3 これまで親子で楽しんできた「ドラえもん」など著名な漫画でも、「しづかちゃんの入浴シーン」など子供の裸の描写が出てくるものがあります。こういうものを子供たちは見られなくなるのですか？

A. • 「成人コーナー」への区分陳列をお願いするのは、18歳未満として描かれている青少年のキャラクターに対する、「性交(セックス)又は性交類似行為(フェラチオ・ナルセックスなど)」を直接、明確に描写した漫画等に限定されます。
• したがって、単なる子供の裸や入浴シーンが該当する余地はありません。
• また、「性交又は性交類似行為」についても、読者の性的好奇心を満足させることを目的として、不当にその行為を賛美し、誇張して描いたものに限定し、単なるベッドシーンや、主人公が性的虐待を受けた体験の描写がストーリー上含まれるだけで対象とされることはありません。

Q. 4 青少年がそのような漫画を見ることを禁じることは、青少年が性を自分の問題として考えるための道を閉ざすことになりますか？

A. • 青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図るために普及啓発・教育等を行うことは大切なことであり、今後とも取り組んでいきます。
• 一方、「青少年への強姦や近親相姦などの性行為を、さも楽しいこと、普通のこととして描写するような悪質な漫画」については、性的判断能力が未熟な青少年が、こうした悪質な漫画を読んだ場合、こういった性行為への「誘い」に対し、抵抗感が薄れたり、真似をして自ら実践に移してしまう恐れがあるため、青少年への販売を制限しようとするものであり、これまでの「性的感情を刺激する図書類」の販売制限と同様、青少年を保護する観点から必要な環境整備であると考えます。